

令和6年（納）第7号

課 徴 金 納 付 命 令 書

名古屋市中区千代田五丁目7番5号

日本ゼネラルフード株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

日本ゼネラルフード株式会社（以下「日本ゼネラルフード」という。）は、課徴金として金1億3287万円を令和6年12月23日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本ゼネラルフードは、別添1令和6年（措）第6号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の業務（以下「中学校スクールランチ調理等業務」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本ゼネラルフードは、中学校スクールランチ調理等業務の受託事業を営んでいた。

イ 日本ゼネラルフードが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行っ

た日は、平成29年12月24日以前であると認められる。また、日本ゼネラルフードは、令和5年1月17日以降、当該違反行為を取りやめており、同月16日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、日本ゼネラルフードについては

(ア) 当該違反行為の実行としての事業活動を行った日が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和2年12月25日の3年前の日前であるため、改正法附則第6条第2項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日前に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、改正法施行日の3年前の日である平成29年12月25日から改正法施行日の前日である令和2年12月24日まで

(イ) 独占禁止法第2条の2第13項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年1月16日までとなる。

ウ 施行日前実行期間及び施行日以後実行期間における中学校スクールランチ調理等業務に係る日本ゼネラルフードの売上額は

(ア) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第6条第2項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件のうち令和2年12月25日前に係るものについては10億599万4809円

(イ) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件のうち令和2年12月25日以後に係るものについては8億9222万8387円

である。

- (2) 日本ゼネラルフードは、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年1月17日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、日本ゼネラルフードは、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって日本ゼネラルフードより先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって日本ゼネラルフードより先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、日本ゼネラルフードは、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、日本ゼネラルフードが同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。
- (3) 日本ゼネラルフードは、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、日本ゼネラルフードが、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。
- (4) 日本ゼネラルフードが国庫に納付しなければならない課徴金の額は
- ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日前実行期間に係る売上額10億599万4809円に100分の10を乗じて得た額
- イ 独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日以後実行期間に係る売

上額 8 億 9 2 2 2 万 8 3 8 7 円に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額  
を合計した額から、独占禁止法第 7 条の 4 第 3 項及び第 7 条の 5 第 3 項の規定  
により当該額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第 7 条の  
8 第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて算出された 1 億  
3 2 8 7 万円である。

よって、日本ゼネラルフードに対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づ  
き、主文のとおり命令する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をし  
たものである。

## 別紙 1

名古屋市が競争入札の方法により発注する、名古屋市立の中学校（鳴海中学校を除く。）向けに、受託事業者の工場での調理（白山中学校及び汐路中学校については、当該中学校内での調理を含む。）、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務

## 別紙 2

用語	定義
競争入札	令和 2 年以前は指名競争入札、令和 4 年以降は入札後資格確認型一般競争入札（これらの入札による受注者がいない場合に、当該入札の指名業者又は入札参加者に対して見積依頼を行った上で、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）

## 別紙 3

## 課徴金算定対象物件一覧

番号	業務の名称	契約日
1	中学校スクールランチ調理等業務委託(千種区)	平成29年3月10日
2	中学校スクールランチ調理等業務委託(汐路中)	平成29年3月10日
3	中学校スクールランチ調理等業務委託(名東区)	平成30年3月27日
4	中学校スクールランチ調理等業務委託(守山区)	平成31年3月27日
5	中学校スクールランチ調理等業務委託(千種区)	令和4年3月1日
6	中学校スクールランチ調理等業務委託(汐路中)	令和4年3月1日

## 合意書（抜粋）

公正取引委員会及び日本ゼネラルフード株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和4年（查）第11号名古屋市が発注する公立中学校向け給食業務の入札参加業者に対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
  - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
  - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
  - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

## 別紙 評価方法及び減算率

### 1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

### 2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	20%
中程度である（二つの要素を満たす）	10%
低い（一つの要素を満たす）	5%